会　　議　　記　　録			
会議の名称	環境対策特別委員会(第10回)	会議場所　第3委員会室 現地視察	
		担当職員　八木	
日時	平成24年5月31日(木曜日)	開議　午前 10 時 00 分	
		閉議　午前 11 時 45 分	
出席委員	◎中村　○苗村　菱田　湊　日高　明田		
理事者 出席者	森環境市民部長、木村環境政策課長、中西環境総務係長		
傍聴者	市民　1名	報道関係者　－名	議員　－名(　)

会　議　の　概　要

1　開議

2　アユモドキの保全保護について

（1）現在の取り組み状況について
［理事者入室］環境市民部
＜環境市民部長＞
あいさつ
＜環境政策課長＞
資料に基づき説明

～10：15

［質疑］
＜湊委員＞
　アユモドキの保全に関し、河川改修工事等に様々な規制等があるように思うが、府を含めた対応はどうか。
＜環境政策課長＞
　地域の環境も保全するという概念がある。縦貫道の橋脚補修工事、その他市の工事も含めて環境に配慮した工法の選択等で協力いただいている。
＜湊委員＞
　河川工事はどうか。規制があるため施工されない部分があるのでは。
＜環境政策課長＞
　余部で河川の付け替え工事が予定されている。研究者の意見を参考にしながら配慮した対応がされると認識している。
＜湊委員＞
　重機等を使用することから困難もあるであろう。
＜明田委員＞
　「絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律」及び「文化財保護法」が関係する。調査に係る補助金等は。
＜環境政策課長＞
　種の保存に関する法律に基づき絶滅危惧種ＩＡ類に指定され、殺傷、譲受、譲渡し等が禁止される。文化財保護法により天然記念物に指定され現状変更や保存に影響を及ぼす行為が禁止されている。今回の調査は文部科学省の緊急措置として

４００万円の１／２、及び保全協議会への市単費の補助を含め総額４５０万円の事業である。

＜明田委員＞

法に規定される罰則を適用された例はあるのか。

＜環境政策課長＞

ないと認識している。地元が行うパトロール等で啓発が進んでいると考えている。

＜日高委員＞

調査委託業者の所在地は。

＜環境政策課長＞

大阪市。本市登録業者である。

＜中村委員長＞

４月の市民新聞にＮＰＯの取り組みが紹介されていた。外来魚の対策等を行われているようであるが、亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会との連携は。

＜環境政策課長＞

ＮＰＯ法人亀岡人と自然のネットワークは保全協議会の構成員である。本ＮＰＯ法人は一昨年に寅天堰でアユモドキを確認した実績がある。

＜明田委員＞

外来魚駆除活動を実施された古池及び五反田池は釣人が多い。外来魚を放流しているようにも思われるが、釣に対する規制はないのか。

＜環境政策課長＞

釣自体が法に違反するとは思えないが、釣り上げた魚のリリースは規制されると考える。琵琶湖で例がある。外来魚を外部から持ち込み放流する行為は違法。

＜菱田委員＞

①古池はアユモドキが生息するとされている水系と異なる水系であるが、アユモドキ保全活動を実施している理由は。

②保全協議会の活動目的はアユモドキの個体保護か、若しくは保津川流域の環境保全全体の中でアユモドキを位置付けているのか。

＜環境政策課長＞

①古池の水系では府の河川工事に伴い、死体が確認されている。生息しているかどうかは確認できていない。

②アユモドキをはじめとする他の希少生物を保全し、地域全体の価値を高める目的である。

＜苗村副委員長＞

河川工事等の手法を規制する法はないと考える。努力義務はあるであろうがどの程度の効果を有するものか。

＜環境政策課長＞

国土交通省では環境保全に留意した施工を行う方針で進められている。しかし、工法を限定するものではないと考える。保津川や縦貫道の工事では専門家の意見を参考に施工されていると考えている。

＜苗村副委員長＞

法的には努力義務であろう。明確に有害なものは法によって規制されているであろうが、自然環境に配慮した工法は、法に定められていない。

＜環境政策課長＞

文化財保護法で現状変更や保存に影響を及ぼす行為は禁止されている。工事等については個別事案ごとに判断されるものと考える。

＜菱田委員＞

①保全協議会のみでなく他の関係する団体を示されたい。
②府の関係条例についても資料提供を求める。

＜中村委員長＞

２点について資料提供を求める。

＜環境市民部　了承＞

～１０：３５

（２）現地視察

～１１：１５

３　その他

＜中村委員長＞

今後の委員会の取り組みについて意見は。

＜苗村副委員長＞

アユモドキに関し、本市における課題を整理する必要がある。保全協議会以外の団体から意見聴取してはどうか。議会のみで条例等の検討はできない。現場で取り組む団体の活動とミスマッチのおそれがある。

＜明田委員＞

生態や生息環境などについて専門家からの説明を。保全活動の内容を理解できる程度まで知識を深めたい。

＜湊委員＞

蛇篭等が有効であるらしいが水流を止めることになる。

＜日高委員＞

専門家から意見を聴いたらどうか。

＜苗村副委員長＞

専門家が考える課題等を聞き、議会ができる対応を検討すべき。

＜日高議員＞
意見を聴き、必要ならば条例の検討を。
＜湊委員＞
法律によって規制がある。現在まで条例制定を求める動きがないということは法律の規制が一定の効果を有しているということではないか。
＜中村委員長＞
次回は専門的な意見を聴き、知識を高めることとするか。
＜苗村副委員長＞
外来魚はスポーツフィッシングの問題がある。規制する法律等はあるのか。
＜中村委員長＞
本市における外来魚放流の実態等が不明である。
＜明田委員＞
他自治体ではスポーツフィッシング関係業者と環境保護を求める者との間で意見の対立があるように聞いている。
＜中村委員長＞
次回は専門的な意見を聴取する。
＜湊委員＞
西口議員から説明を受けるのが分かりやすいのではないか。
＜中村委員長＞
西口委員からの説明を基本に、委員長において調整する。
＜全員了＞
＜中村委員長＞
アユモドキ以外のテーマとして、ごみからのバイオ燃料（エタノール）作出の件について意見を聞いた。京都市で取り組まれているようである。
＜湊委員＞
紙を酵母で分解しエタノールを抽出するとのことである。最近報道されている。
＜日高委員＞
紙は木質バイオマスか。
＜菱田委員＞
木と同様である。
＜湊委員＞
京都市は先進的に取り組まれているようである。

＜中村委員長＞
次回は７月１２日（木）午前１０時からとする。西口議員から説明を受けるとともに、本日資料請求した件について確認する。
＜全員了＞

散会　～１１：４５